

基賃時発第0331001号

平成15年3月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局賃金時間課長

( 契 印 省 略 )

### 最低賃金関係事務取扱手引の改訂について

標記の手引については、平成4年3月31日付け労働省労働基準局賃金時間部賃金課長事務連絡「最低賃金関係事務取扱手引について」により示されたところでありますが、今般、所要の改訂を行いましたので、十分に御活用いただき、今後の業務運営の一層の円滑化に資するよう御配慮願います。